

ジャック・デリダの動物論について
—ピーター・シンガーとの比較から—

野 口 莉佳子

要旨

本稿は、ピーター・シンガーの提唱する動物倫理と、ジャック・デリダの動物論の比較研究を主題とする。シンガーは自身の動物倫理の主張の拠り所として、ジェレミー・ベンサム「問題となるのは、理性を働かせることができるかどうか、とか、話すことができるかどうか、ではなくて、苦しむことができるかどうかである (J. Bentham, IPM, p. 283)」という言葉を挙げる。デリダも同様に、ベンサムの言葉に依拠しつつ自身の動物論を展開するが、シンガーの思想に対して批判的な立場をとる。シンガーと同じようにベンサムの言葉を支持し、シンガーに一定の共感を抱きながらも、デリダがシンガーの理論を批判するのはなぜなのか。このような観点から、本稿では、デリダがシンガーによって展開された動物倫理をなぜ批判するのかについて、考察を行う。

第一章では、初めにシンガーの動物倫理がどのようなものであるかを確認した。シンガーは、選好功利主義の立場から、動物の選好を含めた倫理体系の構築を行う。その際、シンガーはロックの「人格 [person]」の概念に基づき、それに含まれる対象の見直しをする。新たに「人格」を認められる存在として、大型類人猿が挙げられた。一方で、「人格」として認められない存在には、意識があり、快苦を感じる能力を有する存在と、意識がなく、快苦を感じることもない存在がある。そして、意識がなく、快苦を感じることもない存在に、遷延性意識障がいのある人々や無脳症児などが当てはまるとする。このような能力による違いを根拠に、「人格」とみなされる存在、快苦を感じる能力をもつ存在、快苦や意識をもたない存在という生命の序列がつけられていた。このような倫理体系から、シンガーは快苦を感じる能力をもつ動物を苦しめないために肉食主義の必要性ないし、「人格」と認められるべき大型類人猿への人間と同等の権利付与を唱えた。

一方でデリダは、動物の問題に関して、シンガーとかなり似た立場を示していた。だが、肉食や法律に従った動物問題の解決や、動物を障がいをもつ人々より上位へ位置づけることなどには疑義を呈していた。

第二章では、デリダがなぜ肉食や法律による解決に疑義を呈するのかについて考察を行った。第一節では、デリダの主張する、何かを殺しても犯罪とみなされないような、「供犠の構造」について確認した。「供犠の構造」においては、「現実的」殺害と「象徴的」殺害の二種類の殺害が存在した。「現実的」な場合は、実際に肉を食べることを指す。一方で、「象徴的」な場合は、死や言語、理性など人間に固有なものとしてされているものからの排除を指していた。このことは、「現実的」な肉食をやめても、依然として「象徴的」肉食が残り続けることを意味していた。

さらに、第二節では、法／権利〔droit〕と力〔force〕が切り離しえない関係にあることを確認した。法／権利は、合法的でも不法的でもない力によって制定される。だが、力によって制定された法／権利を、われわれは神秘的な形で遵守している。デリダはこのような法／権利は、自然なものではなく、脱構築されなければならない歴史的な構築物だとみなした。上記のような「供犠の構造」は、法／権利にもみられる。シンガーは、ロックの「人格〔person〕」に基づいて、「人格」とはみなされない動物や、遷延性意識障がいの状態にある人々の排除を行っていた。そのため、そのような「人格」のもつ「供犠の構造」にきちんと批判を与えない状態で、一部の動物に人間の権利を与えることは、デリダにおいて動物の問題に関する根本的な解決にはなりえないと結論付けた。

シンガーの動物倫理は、一見すると実行に移すことのできる明快なものである。だが、デリダのいうように、シンガーの動物倫理の内には「人格〔person〕」とはみなされない存在を排除する「供犠の構造」がみられる。そのように考えると、シンガーの理論は人間という特別な存在を「人格」という言葉に置き換えただけという見方もできる。シンガーが確立させた動物倫理という領野の発展のためにも、デリダの視点は重要なものだと考えられる。

はじめに

本稿は、ピーター・シンガーの提唱する動物倫理と、ジャック・デリダの動物論の比較研究を主題とする。シンガーは自身の動物倫理の主張の拠り所として、ジェレミー・ベンサム「問題となるのは、理性を働かせることができるかどうか、とか、話すことができるかどうか、ではなくて、苦しむことができるかどうかである (J. Bentham, IPM, p. 283)」という言葉を挙げる。デリダも同様に、ベンサムの言葉に依拠しつつ自身の動物論を展開するが、シンガーの思想に対して批判的な立場をとる。シンガーと同じようにベンサムの言葉を支持し、シンガーに一定の共感を抱きながらも、デリダがシンガーの理論を批判するのはなぜなのか。このような観点から、本稿では、デリダがシンガーによって展開された動物倫理をなぜ批判するのかについて、考察を行う。

1. デリダのシンガーに対する言及の分析

この章では、まず、両者の動物論の拠り所となるベンサムの思想を確認したのち、シンガーの思想を取り上げる。そして、デリダが『来たるべき世界のために』において、シンガーへの批判を行った箇所を中心に、両者の思想の共通する部分と相対する部分について考察を行う。

1.1 シンガーの動物倫理

イギリスの哲学者であるベンサムは、哲学・倫理学上の立場の一つである功利主義を体系化した。功利主義とは、ある行為の正しさの基準を、その行為にかかわる人々の幸福を増やすか、それとも減らすかに据える思想である。そしてその目的は、行為にかかわる各人の幸福を最大化す

ることにある(ベンサム『道徳および』、p. 82)。このような快楽を増やし、苦痛を減らすことを目指す功利主義における善悪の基準は、快苦以外の要素が行為の善悪の基準になることを斥ける。たとえばある人の地位が高いからといって、その人の快楽を優遇し、他の人々の快楽を不当に扱うことは許されない(ベンサム『道徳および』、p. 86)。「だれでも一人として数え、だれも一人以上に数えてはなら(ミル『功利主義論』、p. 526)」⁷⁴ず、各人の快楽は平等に扱われなくてはならないのである。さらに、このような功利主義における快楽に基づく平等の思想は、動物にまで広げられるべきだという展望をベンサムは示している。そして、その展望を示した箇所こそ、シンガーとデリダが共に賛同している一節である。

人間以外の動物たちが、暴政の手によっておしと^マと^マめることのできない諸権利を獲得する時がいつかくるかもしれない。…(中略)…⁷⁵いたいどこで越えられない一線をひくことができるだろうか?…(中略)…問題となるのは、理性を働かせることができるかどうか、とか、話すことができるかどうか、ではなくて、苦しむことができるかどうかということである(J. Bentham, IPM, p. 283)。

このように、ベンサムは苦しむことができる能力、すなわち快苦を感じる能力を有している存在すべてを、功利主義の対象とみなすべきだと考えている。たとえば怪我をして痛がる素ぶりをみせるのは、何も人間だけでなく、動物にもみられる素ぶりである。快苦を有する存在が人間以外に留まらないのであれば、その範囲を拡大する必要がある、というのがベンサムの主張である。

それでは、本題であるシンガーの思想に入ろう。まずは、シンガーの提唱する〈さまざまな利益に対する平等な配慮〉の原理について確認する。シンガーによれば、性別や人種、知能指数などといった自然的特徴が平等の基礎となることはない(Singer, PE, p. 22)。なぜなら、「人間なら誰

野口 莉佳子

でも平等に所有しているようななんらかの道徳的に重要な特性が存在する（Singer, PE, p.22）」ことはない、シンガーは考えるからである。そのため、個人や集団を構成する差異を横断するような原理こそ、人びとの平等を支える原理に相応しいとシンガーは考える。そして、シンガーによれば、〈さまざまな利益に対する平等な配慮〉という功利主義に基づいた原理こそ、そのような原理に当てはまる（Singer, PE, p. 21）。

こうした〈さまざまな利益に対する平等な配慮〉の原理を、動物にまで拡大すべきだと、シンガーは強く主張している。シンガーによれば、「平等の原理が我々人間の種に属する他の人々との関係のための確固とした道徳上の基礎であることを認めた以上、この原理が我々の種に属さないもの—つまり人間以外の動物との関係のための確固とした道徳上の基礎であることも認めることになる（Ibid., p. 48）」という。先ほど紹介したベンサム の 展 望 だ け で は、倫理的な配慮を受けるべき存在かどうかの基準は、快苦の能力を有するか否かだと述べられていた。シンガーも、ベンサムの主張に基づいて、快苦の能力を有することは、利益をもつために必要不可欠な条件だと主張する（Ibid., p. 50）。以上のことを踏まえて、快苦を感じることができると考えられる人間以外の存在を、ただ人間に属さないというだけで、配慮の対象にしないということは認められないと、シンガーは考える。相手が人間ではないからという理由で、相手の利益を考慮しないような人々を、シンガーは人種差別主義者と同様に、「種差別主義者」として非難されるべきだと述べているのである（Ibid., p. 50）。

だが、たとえば人間と動物、どちらか一方しか助けられない状況に置かれたとき、どちらの利益を優先すべきなのだろうか。このようなあらゆる利益をどのように実際に配慮するのかという問題について、シンガーは選好功利主義に基づいて、各存在の利益に優先順をつけようと試みる。選好功利主義の選好とは、すべての利益や不利益を考慮に入れたうえで最終的にその存在が選びとるものを指す。そのため、選好功利主義においては、単純に苦痛を増やすことというよりも、ある存在の選好が妨害

されることが不正とみなされる (Ibid., p. 80)。このような選好功利主義を基礎に置き、シンガーは、「人格 [person]」を有する存在、快苦を感じることができる、すなわち感覚を有する存在、快苦を感じることができない、すなわち感覚を有さない存在の順に生命の価値があると主張する。

まず「人格 [person]」について、シンガーはロックの「人格」の概念を用いる。ロックは、「人格 [person]」を、「理知と省察とをもち、自分自身を自分自身と考えることのできる、思考する知能ある存在者、違う時間と場所で同じな思考をする事物 (ロック『人間知性論』、p. 312)」と定義づける。そして、「人格」を思考や意識に結びつけている。一方で「人間」は、「[人間という] そういった一定の形状の動物の観念以外のどんな事物でもない (同上、p. 308)」としている。つまり、「人間」の概念は、姿かたち、すなわち生物種の一つと関連付けられるのである。このことから、ロックにおける「人格」の概念はある一定の能力を表し、一方で「人間」の概念は生物種としての人間を表しているということがわかる。

このような「人格 [person]」の定義を踏まえたとえて、シンガーは、「人格」とみなされる存在とそうでない存在を比較し、「人格を本人の意志に反して殺すことは、人格ではない生き物を殺すことよりもはるかに不正である (Singer, RLD, p. 198)」と述べる。生き続けたいという欲求をもつためには、自分自身が今後も存続するという可能性を理解していなければならない。そのようにして自分を客観視し、捉えることができるのは、「人格 [person]」だけにみられる特権的な性質なのだと、シンガーは考える (Ibid., pp. 197-198)。そのため、生き続けたいという選好を有する「人格」を殺すことは、彼らの選好の妨害につながるのである。

次に、人格ではないが、快苦を感じることができる、すなわち感覚を有する存在について、シンガーはそのような存在を「意識ある存在 (Singer, PE, p. 85)」と呼ぶ。シンガーによれば、意識ある存在は、「人格 [person]」がもつような存続し続けたいという選好を有していない。たとえば、釣り糸に引っかかった魚が抵抗して暴れるのは、そのような

野口 莉佳子

将来への選好によるものではなく、「苦痛あるいは恐怖を与えると感じられる事態の停止 (Ibid., p. 80)」への選好にすぎないのである。そのため、人格と意識を有する存在のどちらか一方の命を選択しなければならぬ場合、シンガーにおいては人格を優先すべきだと結論づけられる。だが、意識を有する存在が生き続けたいという欲求をもたないからといって、あらゆる暴力を加えてもいいわけではない。あくまでシンガーは、快苦を感じる能力を有するかが道徳的配慮を受ける線引きとなる、というベンサム主張に依拠している。そのため、「人格」とみなされる存在と比較したときに、その扱いに差が生じるものの、快苦を感じることで意識を有する存在も、道徳的配慮を受けるに値する存在だとみなされるのだ (Singer, PE, p. 50)。

最後に、快苦を感じるができない、すなわち感覚を有さない存在について、シンガーは、そのような存在は生命として無価値であると断定する (Singer, RLD, p. 190)。以上のことから、前述したように、シンガーにおける生命の序列は次のように示される。つまり、シンガーにおいては、「人格 [person]」、「人格」ではないが、意識のある、快苦を感じる能力をもつ存在、意識がなく、快苦を感じる能力を有さない存在の順に、生命に価値があるのである。

この生命の序列をもとに、シンガーはどのように人間と動物を分類するのだろうか。まずシンガーは「人格 [person]」と認められるべき人間以外の生物種として、あらゆる研究者による観察結果を基に、チンパンジー、ゴリラ、オランウータンを挙げる (Cavalieri & Singer, GAP, p. 4)。また、大型類人猿だけでなく、他の生物種に関しても、「人格」に合致するような特徴が発見されれば、同様に「人格」として扱うべきだと、シンガーは考えている (Singer, RLD, p. 182)。次に、意識を有する存在には、先ほど例で挙げた魚などの人間以外の動物がほぼ当てはまる (Singer, PE, p. 85)。そして最後に意識がなく、快苦を感じる能力を有さない存在として、シンガーは遷延性意識障がいや無脳症児などの人びとを挙げる

(Singer, RLD, pp. 190-191)。『南山堂医学大辞典 20 版』によれば、遷延性意識障がいとは、自発呼吸はあるが、周りとの意思疎通ができない状態を指す (p. 1402)。一方で、脳幹が機能している無脳症児もまた、遷延性意識障がいの人びとと似たような状態となる (平塚志保, 1998, p. 34)。このような人びとが苦痛を感じることができるかどうかには議論の余地がある (同上, p. 34) が、シンガーは苦痛を感じることはないという立場に立っている。そのため、シンガーは意識を有し、快苦を感じることでできるイヌの方が、このような人びとよりも人間に似ている (Singer, RLD, p. 204) と述べる。このように、シンガーは人間と動物という種にかかわらない、新たな生命の序列と、それに基づく倫理体系を提示するのである。

このような新たな倫理体系を踏まえ、シンガーは動物に対するわれわれの態度の改善を要求する。まず、「人格 [person]」とみなされるべき大型類人猿に対しては、「生存への権利」、「個体の自由の保護」、「拷問の禁止」といった人間と同等の権利を認めるよう求める (Cavaliere & Singer, GAP, pp. 4-5)。次に、意識を有する存在に該当する生物については、主に科学実験と畜産における改善を主張している。特に畜産については、大量生産による劣悪な環境下での飼育へのボイコットとして、肉食主義の必要性を掲げる (Singer, AL, p 162)。だが、肉食主義の目的は、意識を有する存在を苦しめないという点にもあるため、たとえ飼育されていなくとも、意識を有する存在は基本的に食べるべきではないとシンガーは考える (Singer, AL, pp.170-173)。

ここまで、シンガーの動物倫理に関する基本的な立場を確認してきた。シンガーの動物倫理は、確かにこれまで蔑ろにされてきた人間以外の存在へも倫理的な配慮が必要だと警鐘を鳴らす、重要な主張だと考えられる。だが、生命に階層的な価値づけを行い、さらにはそれを固定化してしまうような主張は、あまりにも性急すぎるのではないだろうか。このようなシンガーの主張に対して、デリダはどのような反応をとっている

野口 莉佳子

のだろうか。第二節では、シンガーに対するデリダの言及について取り扱うこととする。

1.2 デリダによるシンガーへの言及の分析

第一節で確認したシンガーの思想について、デリダはエリザート・ルディネスコとの対話篇である『来たるべき世界のために』において触れている。その中でデリダは、シンガーのような動物の解放を論じる思想家たちに共感を抱く一方、その取り組みを批判するような発言もしている。そのため、まず動物に関する思想に関してデリダとシンガーの類似点を、次いでデリダがシンガーを批判している箇所を取り上げることとする。

デリダとシンガーの類似点については、肯定する対象と否定する対象の二種類に分けることができる。まず肯定する対象は、①快苦を感じる能力による道徳的配慮の拡大、②肉食の不必要性、③動物への過剰な暴力の堪え難さ、の3つである。①は、ベンサム的主張に賛同しているか否かの項目である。シンガーは第一節で確認したように、ベンサムの主張を自身の動物倫理の出発点としていた。一方でデリダも、ベンサムの言葉を受けて、「そうです、私たちはそのことを承知していますし、誰もそれを疑うことなどできません。動物は苦しむのであり、その苦しみを表明するのです (Derrida & Roudinesco, DQD, p. 118)」と述べている。動物を道徳的配慮の対象とみなすべきだという両者の立場の根幹に、ベンサムの主張があるように見受けられる。

②肉食の不必要性について、デリダは、「ですが、幼稚な菜食主義を賞賛せずとも、肉食の消費が生物学的必然などではなかったことを指摘することは可能です。肉を食べるのは、ただ単にプロテインが必要だからではありません—プロテインはほかのところで見つけることもできるのです (Ibid., p. 119)」と述べる。シンガーも同様に、肉食が不必要であると主張する (Singer, AL, p. 182) が、両者の主張には大きな違いがある。

シンガーは菜食によって動物に対する暴力の解決が可能だと考えていたが、デリダはその点に関して否定的である。肉食が必ずしも必要なものではないと主張するかたわら、菜食による解決を否定するのは、非常に興味深い立場である。このことについては、後ほど詳しく触れることとする。

③動物への過剰な暴力の堪え難さについて、デリダは「あんなことはもう耐えられません。本当に、目の前であの産業による光景を毎日見せつけられたら、あなたはどうかされますか？ (Derrida & Roudinesco, DQD, p. 119)」と述べ、畜産における動物の扱われ方についてかなりの抵抗感を示している。一方でシンガーも同様に、畜産における動物の扱いの隠しビデオに対する人びとの嫌悪感を上げている (Singer, AL, x)。

次に、デリダとシンガーの両者が否定している対象は、①聖書における動物の扱い、②産業や科学における動物への暴力、③デカルトにおける動物の扱い、④人間に固有なものとされるもの(死や言語など)、の4つである。①について、デリダは、「動物にたいする暴力の痕跡は、すでに聖書のいくつかのテキストのなかに見出される (Derrida & Roudinesco, DQD, p. 108)」と述べている。シンガーにおいては、『動物の解放』の第五章が、ユダヤ・キリスト教の聖書における暴力について記述している箇所に該当する (Singer, AL, pp. 186-188)。

②産業や科学における動物への暴力について、デリダは、「その産業的、科学的、技術的暴力は、事実上も権利上もなお長く支持され得ないでしょう (Derrida & Roudinesco, DQD, p. 108)」と述べ、その限界を示している。一方でシンガーは『動物の解放』の第二章 (AL, pp. 25-94) と第三章 (AL, pp. 95-158) を割き、科学実験と畜産における動物への暴力について、事例を交えながら語っている。

③デカルトにおける動物の扱いについて、シンガーは、デカルトを人間の生命の神聖性を語る、西洋文化の流れの一つとして位置付ける

野口 莉佳子

(Singer, RLD, pp.167-168)。一方でデリダは、動物に対するあらゆる哲学上の暴力の原因とまではいかなくとも、それを代表しているのがデカルトだと考えている (Derrida & Roudinesco, DQD, p. 112)。

最後に、④人間に固有なものとされるもの(死や言語)について、シンガーは、『大型類人猿の権利宣言』を出版するなど、大型類人猿が死や言語をもつとする観察研究を支持している (Cavalieri & Singer, GAP)。デリダもまた、霊長類学によって観察された、喪や埋葬の作業、家族構造、近親相姦の回避などに言及している (Derrida & Roudinesco, DQD, p. 112)。

このように、デリダとシンガーの類似点を挙げてみると、デリダの動物に関する思想がシンガーのものとはかなり重なる部分が多いということがわかる。デリダは、およそシンガーがあらゆる動物に関する著作で、肯定的かつ否定的に扱った事柄に対して、ほとんど同じような思想をもっている。それは、デリダの「今一度言いますが、私はかくも多くの動物たちに布告された戦争に抗して反乱を起こす人びとへの共感(この語にこだわりたいと思います)を抱いています (Ibid., p. 112)」という発言からも窺える。

シンガーとデリダは、動物に関する課題において、肯定する対象と批判する対象とがかなり類似している。それに加え、デリダは、シンガーのように動物の解放を求める思想を展開する人々に対して共感を抱いている。両者は、哲学・倫理学上の動物に関する問題に対して、おおよそ同じ方向を向いているようだ。だが、一方でデリダは次の3点から、シンガーを批判している。それは、①(畜産における動物に対する暴力の)菜食による問題解決、②動物を人間の障がいをもつ人々の上位に位置付けること、③法律による、動物への暴力の抑止、の3点である。

①と③は、第二章で詳しく触れる、供犠的構造と非常に深く関連している。①については、先ほどの肯定している対象の部分でも触れた。前述したように、デリダは肉食を必ずしも必要なものではないと考える。

一方で、菜食主義を信奉しているわけでもなかった。デリダは、「絶対的な「菜食主義」も、菜食主義者たちの意図の倫理的純粋さなども信じて (Ibid., p. 113)」いないのである。

肉食性でなくなろうとするのに、肉食をみずからに禁じるだけでは不十分です。無意識的な肉食プロセスにはほかにもたくさんの源泉があるのであって、全面的に肉食的でない状況が実際に存在することなど信じてはいません (Ibid., p. 114)。

「肉食性でなくなろうとするのに、肉食をみずからに禁じるだけでは不十分」とは、どういうことだろうか。ここでは、「肉食性」と「肉食」という語の間に違いがあると考えられる。「肉食」は、実際に動物の肉を口に入れて食し、生命活動における栄養素として取り込むことを指すのだろう。「肉食性でなくなろうとするのに」、という言葉からわかるように、「肉食性」は「肉食」を包摂するものだと考えられる。つまり、デリダからすれば、「肉食」は「肉食性」の内にある一要素でしかないのである。それでは、「肉食性」とは何を指しているのだろうか。それはまさに第二章で取り上げる、「供犠」であるといえる。デリダは、「動物の消費には、死刑の場合と同様に、供犠の構造が存在するのであり、つまりは執拗に存続し分析の対象とされるべき旧弊的構造に結びついた「文化」現象が存在する (Derrida & Roudinesco, DQD, p. 119)」と述べている。また、この供犠の構造は、法律においても存在するものだとデリダは考えていた。

動物たちにたいする近代的暴力、すなわち同時代的であると同時に人権の言説と切り離すことのできない暴力が行使されるのは、この哲学的—司法的空間の内部においてなのです。私はこの人権の言説をある点までは尊重しますが、その歴史、その前提、その進化、その改善可能性を問いたず、まさしくそうした権利は保守したいの

野口 莉佳子

です。したがって、人間と動物の関係というこの問題系を現に存在する司法的な枠組みに入れたい方が好ましいのです。だからこそ、人間の暴力から動物たちを守ることを目指す、あれこれの動物権利宣言にどれほど共感を抱くとしても、それがよい解決策だとは思いません (Ibid., pp.123-124)。

法律の枠組みにおいて、すでに動物への暴力は行われている。だからこそ、法概念自体を綿密に分析しないまま、何かの権利を動物に付与しようとするのは、根本的な解決策にはなりえないとデリダは考えているのである。シンガー自身は、「動物の解放」を論じはしたが、あらゆる「動物の権利」を主張したわけではない。だが、「人格 [person]」に該当する特徴がみられるのなら、人間や大型類人猿だけでなく、その他の生物にも「人格」と同等の権利を付与すべきだと考えていた。一方で、シンガーの理論においては、次のような構造もみられた。つまり、遷延性意識障がいなど、障がいをもった一部の人々から人格概念を剥奪してしまうという構造である。②においては、ちょうどそのような動物と、ある一部の人々に関する思想が批判されている。そのような思想は、「まさに人種的、「遺伝主義的」ヒエラルヒーを再び導き入れることになる (Derrida & Roudinesco, DQD, p. 114)」と、デリダは考えている。デリダは、動物を障がいをもつ人々の上位に置くような思想に対して、かなり警戒心を示している。

おそらくデリダが「供犠」という言葉を用いて表そうとしていることは、法と暴力が切り離せないものであるということである。シンガーの展開する理論において、一部の人々を切り捨てるような要素が含まれているということを、デリダが把握したうえで論を展開しているとするれば、シンガーの理論で再考されるべきものがみえてくるのではないだろうか。次章では、この供犠の構造について、詳しく述べることにする。

2. 供犠の構造について

第一章では、実際に動物の肉を食べる「肉食」が、「肉食性」とデリダが呼ぶものに内包されていることを確認した。そして、「肉食性」をわれわれが断つことができないのは、われわれの行為のうちに、「供犠の構造」が作用しているためだった。第二章では、特に「供犠の構造」に焦点を当て、デリダが、それをどのように考えていたのかを考察していくこととする。

2.1 その基本的な構造

デリダは、供犠の構造について以下のような説明を施している。

「供犠的構造」という言い方が、もっとも正しい表現かどうかは分からないが、いずれにせよ問題は、これらの諸言説—それはまた諸「文化」でもあるのだが—の構造自体のうちに、非—犯罪的な殺害用に、空欄にされている場所を認めることだ。死体の嚙下、体内化ないし取り入れも含めて (Derrida, IFB, p. 107)。

デリダがこの箇所ですべてしようとしていることとは、つまり以下のようなことである。あらゆる言説や文化内では、動物を排除するさまざまな暴力がはたらいている。供犠の構造において、「非—犯罪的な殺害用に、空欄にされている場所」が存在するとデリダは述べた。つまり、それらの暴力は罪に問われることなく行使され続けているということである。確かに、動物を殺して食べること、それ自体が罪に問われることはない。これはわれわれの社会において、一般的に受け入れられている見解である。だからこそ、畜産や科学実験において動物が数えきれないほど殺されることを、われわれは当然のこととして受け入れている。われわれが食用の肉を食べたり、癌の新たな治療法を発見する時、そこでは動物の

野口 莉佳子

生命が犠牲にされている。だが、それはあくまで非一犯罪的なものである。動物を、人間がよりよい生活を享受するために利用することは当然のことなのだ。

あるいは、哲学的な思想の内でも、そのような動物に対する暴力的な排除ないし殺害が行われている。たとえば、シンガーにおける、「人格 [person]」の概念がそれにあたるのではないだろうか。シンガーは、大型類人猿に対して人格の概念を上げようとしていたが、ほとんどの動物は「人格」には当てはまらなないと考えていた。あるいは一般に言語や死といったことも、人間には認められるが動物には認められないものとされている。

人間には付与され、動物からは剥奪されているものとして、具体的に人格や言語、死といったものを取り上げた。だが、具体例を取り上げずとも、「人間は〇〇に含まれるが、動物はそこには含まれない」、あるいは、「動物は〇〇をすることはできない。だが、人間は〇〇をすることができる」、こういった表現は哲学の思想のいたるところで目にすることができる、ありふれた表現である。デリダは、引用文に続く文章で、「この死体が動物である場合、行動は現実的だ。しかしまた、それは象徴的でもある(われわれの諸文化は、動物タンパクの代替がきかないから肉食なのだなどと言ったところで誰が信じるだろう?) (Derrida, IFB, p. 107)」と述べている。これを、これまで述べてきた事柄と照らし合わせて考えると、次のように解釈できる。つまり、われわれの行動が「現実的」な場合とは、実際に動物を殺して肉を食べることである。そして、行動が「象徴的」な場合とは、哲学的思想の中でみられた、人間に固有なものとされているものからの動物の排除を指している。そして、そのような動物の殺害、あるいは排除が罪に問われることはないのである。第一章第二節において、デリダが菜食を行ったとしても、完全に肉食性を断つことができないと述べていたのはこのことに起因するのだろう。たとえ「現実的」な意味で、動物を食べることをやめることができたとしても、「象

徴的」な意味での肉食は存在し続けているのだ。

だが、このような殺害や排除、暴力が罪に問われることはないといっても、次のようなことは言えるだろう。たとえばベンサムは、動物に対するあらゆる暴力に疑問を抱いていた。彼のような見解は、これまで人間が動物に行ってきた行いを、非一犯罪的な場所から引きずり出すものだといえないだろうか。主にベンサムを起点として、今日発展している、動物解放論を展開する哲学者などが提唱する様々な見解もそうである。だからこそ、デリダは動物解放を訴える思想家たちの主張に対して、完全に同意することはないが、共感を抱いていると述べたのだろう。

ロレッドは、このような供犠の構造に対して、「動物の供犠の哲学とは、言い換えるなら、みずからを形成し発展を遂げるために動物たちを利用する西欧のあらゆる象徴的構造の脱構築なのだ(ロレッド、2015、p.62)」と述べる。たとえば、科学はあらゆる動物実験を行い、それを自身の発展のひとつの足掛かりにしてきた。そして、哲学においても、動物からあらゆるもの(先に挙げた、言語や死など)を取り上げることで、人間に固有なものを確立してきた。現実においても、象徴的な領野においても、動物を肥しにすることで、今日の社会が形成され、発展を遂げてきたのだろう。

このように考えると、デリダが供犠の構造において問題視している内容自体は、シンガーとほとんど同じであるといえることができるだろう。動物に対するあらゆる暴力を問いただし、その構造を取り崩すことこそ、デリダが行おうとしているものだといえる。

だが前章で確認したように、デリダは現在の司法の枠組み内で、動物と人間の問題を考えることに懐疑的であった。それは、やはりそこに暴力的構造が存在するためである。デリダは『法の力』において、法／権利〔droit〕と暴力と見分けがつかない力〔force〕の関係について見解を述べている。供犠の構造をより理解するためにも、次節ではそのことについて取り上げることとする。

野口 莉佳子

2.2 法／権利と力の関係性について

デリダにおいて、法／権利は正義と明確に区別される。そして、法／権利は力と不可分の関係にある。デリダは英語における、「法律を執行する (to enforce the law)」という表現を用いてその関係を説明している。

あなたがたの言語 のなかにあるいくつかの慣用表現を、私は常々とても貴重なものだと思っていた。なぜならフランス語には、それらに厳密に相当する表現がないからである。… (中略) …最初の表現は、「法律を執行する (to enforce the law)」、あるいはまた「法律・契約の執行可能性 (enforceability of the law or of contract)」である。to enforce the law をフランス語で例えば *appliquer la loi* と翻訳するとき、この直接に、つまり文字によって力をほのめかす作用が消え失せてしまう。(デリダ『法の力』、p.1)。

英語における「法律を執行する (to enforce the law)」という表現の中には、「力」を表す“enforce”という単語が含まれる。*LONGMAN Dictionary of Contemporary English: 6TH EDITION* を参照すると、“enforce”には2つの意味がある。ひとつは、「規則 [rule] や法律 [law] に人を従わせる (to make people obey a rule or law (p. 588))」という意味である。これはちょうど、デリダが取り上げた「法律を執行する (to enforce the law)」という表現に対応する。もうひとつの意味は、「何かを生じさせる、あるいは人に何かを強いる (to make something happen or force someone to do something (p. 588))」というものである。こちら、何かを人に強制するような意味合いをもっている。つまり、デリダがこれから指摘しようとしている、法／権利 [droit] と力の不可分性がこの英語の表現によって示されているのである。

また、「法律・契約の執行可能性 (enforceability of the law or of contract)」という表現で使用されている“enforceability”は、“enforce”

の形容詞形である“enforceable”の名詞形にあたる。そして『ジーニアス英和大辞典』によれば、“enforceable”は、「施行〔強制〕できる」という意味をもつ (p. 723)。そのため、“enforceability”は何かを強いることができる状態にある、という意味で捉えることができると考えられる。

一方で、デリダが述べているように、この英語表現をフランス語に翻訳すると、“enforce”によって表現された「力」という意味合いが消滅してしまう。“appliquer”という単語では、“enforce”のように、一目で見て「力〔force〕」を感じることはできない。このような、法と力が不可分の関係性を築き上げていることを示す、英語の「法律を執行する (to enforce the law)」(あるいは、「法律・契約の執行可能性 (enforceability of the law or of contract)」) 表現について、デリダは以下のように述べる。

この作用は、その内に含んだ働きによって、われわれに次のように想起させんとする一法／権利とは常に、権威づけられた力である、と。権威づけられた力とはつまり、自分を適用することを自分で正義にかなうようにするか、または正義にかなうようにしてもらう力である。ただし、この正義にかなうようにする作用も、別の側から見れば、正義にかなわないまたは正義にかなうようにしえないと判断されるかもしれない。力なくして法／権利はない。(デリダ『法の力』、pp. 11-12)

つまり、「法を執行する (to enforce the law) に含まれる「力〔force〕」によって、法／権利〔droit〕が制定されるということである。そのため、法／権利が正当だとみなされるのは、そこに力が作用しているためだと、デリダは考えているのである。ここで、デリダが想定する法／権利〔droit〕が、正義〔justice〕とは異なるものであることがわかる。デリダは、法／権利を「権威づけられた力」であると述べているが、それはどういうことだろうか。

野口 莉佳子

まず、「権威づけられた力」について考察してみよう。デリダが用いている「法律の執行 (to enforce the law)」という表現を考えてみれば、次のことが言えるのではないだろうか。つまり、デリダが言うように「法律の執行 (to enforce the law)」によって「法 [the law]」が「力 [force]」によって「執行 [enforce]」されるのなら、「法」自体を「力」と定義することは正しいのかということである。だが、この疑問を補うのが、「執行可能性 [enforceability]」という単語であるといえる。デリダは「執行可能性」について、以下のように述べる。「[執行可能性/力あらしめる可能性 [enforceability]」は、補足的に法/権利につけ加えられたりつけ加えられなかったりするような外的または二次的な可能性ではない(法の力、p. 1)」と。あらゆる法/権利とは、常に執行される可能性を秘めているものである。そのため、「執行可能性/力あらしめられる可能性 [enforceability]」を有する法/権利は、その内部に「力」をすでに含んでいるのである。デリダの言葉を借りれば、「それは法/権利としての正義の概念そのもののなかに、あるいは法/権利になる限りでの正義の概念や法/権利としての掟の概念そのもののなかに本質的なものとして含まれるもの(デリダ『法の力』、p. 12)」なのである。つまり、あらゆる法/権利は「力」によって制定されることに加えて、その内にすでに「力」を含んでいるのである。だからこそ、デリダは法/権利を「権威づけられた力」と述べたのだと考えられる。

それでは、なぜわれわれは「正義にかなっているとも正義にかなっていないとも言えない」力によって制定された法/権利を守りながら過ごしているのだろうか。デリダは、このような法を制定する力について、「既存のいかなる正統性をもってしても自己を権威づけること(同上、p. 14)」ができないとしている。このような正統性という根拠をもたない法/権利について、デリダはミシェル・ド・モンテーニュを引用し、考察を行っている。デリダが引用したモンテーニュの箇所を、ここでも確認することとする。

ところで掟が信用を維持しているのは、それが正しいからではなく、ひたすら掟であることによる。これこそ掟の権威の神秘的な根拠なのであって、ほかにはなんの根拠もない(後略)。掟は正義にかなうからといって掟に従っている者も、当然の理由によって、正しく従っているのではない(モンテーニュ『エッセー』、p. 206)。

モンテーニュによれば、法や掟を人々が信じているのは、法が法であるからである。つまり、法は何か確固たる基盤の上に築かれたもの(ここでは正義)として、守られているわけではないのである。そして「正義にかなうからといって」掟に従うような人々は、むしろ掟というものをきちんと理解していないのである。デリダが指摘するように、モンテーニュは、掟(デリダにおいては法/権利)と正義を区別している(デリダ『法の力』、p. 27)。掟(法/権利)の基盤には、正義は存在しない。力によって制定される法/権利は、「人が掟を信奉すること」を、「唯一の基礎」としているとデリダは考えるのである(同上、p. 28)。

このような法/権利の無根拠性を示しているものとして、ラ・フォンテーヌの「狼と子羊」が挙げられる。『獣と主権者』において、デリダはたびたび、ラ・フォンテーヌの寓話のひとつである「オオカミと子羊」を引用している(Derrida, SL)。寓話「オオカミと子羊」は、「常に強い者の理屈がまかり通ってしまう。ということを、いまからお見せしよう(ラ・フォンテーヌ『寓話』、p. 159)」という一節から始まり、その内容は、次のようなものである。ある一匹の子羊が、川で水を飲んでいて、そこへ、お腹を空かせたオオカミが現れる。オオカミは、子羊が報いを受けるべき理屈を並べる。だが、その理屈はどれも筋の通っていないものだった。子羊にとって、狼の主張は、どれも身に覚えのない事柄だ。だが子羊の抗議もむなしく、オオカミは自分の理屈を押し通し続ける。そして最後には、子羊を食らってしまうのであった(同上、pp. 159-165)。ここでは、強者に対して弱者の反論は通用せず、強者の力によってねじ伏せられて

野口 莉佳子

しまうということが描かれている。子羊は、身に覚えのない行為の報いとして、理不尽にも狼に食われてしまうのである。

先ほど確認したように、法／権利〔droit〕を制定する力自体は、正義にかなっていないともかかっていないともいえないものと考えられている。狼の言動が横暴であるため、そのあたりは、少し捉えにくい部分でもある。だが、法が自身以外に根拠をもたないことは、読み取れるのではないだろうか。正当な根拠をもたない狼の法／権利の中に、子羊は飲み込まれてしまうほかない。つまり、子羊は正当な根拠をもたない狼の法／権利を、信奉するほかないのである。モンテーニュに依拠し、デリダが示した法／権利における神秘的な根拠は、動物の問題に関しても作用しているものだと、ロレッドは指摘する（ロレッド、2015、p. 70）。動物が処される供犠の構造においても、正当な根拠のない法／権利が信奉されているのである。デリダは、このような法／権利の性質を以下のようにまとめている。

権威の起源、掟を基礎づける作用または掟の基礎になるもの、掟を定立する作用、の最後の拠り所になるのは、定義によって自分自身しかないのであるから、これら自体は基礎をもたない暴力である。これは、それら自体が、「非合法」または「正統でない」の意味で正義にかなっていないということの意味しない。それらは、それが基礎づけをなす瞬間には合法的でも非合法的でもない（デリダ『法の力』、p. 33）

法／権利は、正統でも不法でもない力によって、構築されたものである。そして、そのような法／権利は、力以外の根拠をもたない。この力によって、法／権利が構築されたという事実は、高橋によれば、以下のようなことを示している。つまり、法／権利は歴史的に構築されたものであり、自然なものではないということである（高橋哲哉『脱構築と正義』、p.

200)。デリダは、法／権利が「解釈し変革することの可能なさまざまなテキスト層をもとにして構築されているから（デリダ『法の力』、pp. 33-34）、あるいは「法／権利の最後の基礎が定義によって基礎づけられていない（同上、p. 34）」ことを理由として、法／権利の脱構築可能性を展開する。そのうえ、デリダが脱構築可能だと考えた法／権利には、人権概念も含まれている。デリダは、以下のように述べる。

（前略）人権概念は、とある歴史の産出物として、諸々の複雑なパフォーマティヴなものからなる産出物として、倦むことなく分析され練り上げ直され、発展させられ、豊かなものにされなければなりません。（Derrida & Roudinesco, DQD, pp. 109-110）

デリダ自身が、シンガーの思想をどこまで細かく認識していたのかは定かではない。だが、次のように考察することは可能であろう。つまり、このような構造が人権やそれを支える「人格 [person]」においても見られるということをデリダは批判していたのだということである。

シンガーはロックの人格概念に依拠し、人格の内に、大型類人猿も含まれるはずだと主張した。そして、人格と同様の権利を彼らにも付与するよう求めた。だが、それはあくまで人格という概念がもつ排除の構造をそのままに、それに相応しい対象を拡張するものである。つまり、デリダは、シンガーにおいて次のことを問題視しているといえる。それは、そのような供犠の構造をもつ人格の概念に対してきちんとした批判を行わない状態で、それを基礎として人間の権利をそのまま大型類人猿に授けるような態度である。よって、デリダにおいては、そのようなシンガーの主張に基づいても、動物の問題を根本的に解決することにはなりえないのである。

野口 莉佳子

おわりに

ここまで、シンガーとデリダの動物に関する思想を比較してきた。シンガーの動物倫理は、一見すると実行に移すことのできる明快なものである。だが、デリダのいうように、シンガーの動物倫理の内には「人格〔person〕」とはみなされない存在を排除する「供儀の構造」がみられる。そのように考えると、シンガーの理論は人間という特別な存在を「人格」という言葉に置き換えただけという見方もできる。シンガーが確立させた動物倫理という領野の発展のためにも、デリダの視点は重要なものだと考えられる。

引用文献

【ジャック・デリダ】

引用については、原著の参照頁を挙げている。ただし、訳文は以下に挙げている邦訳本を用いた。原著タイトル後の〔〕内には略号を記した。

Jacques Derrida, “*« il faut bien manger » ou le calcul du sujet*” [IFB], *Cahiers Confrontation*, 1989 [=ジャック・デリダ 「「正しく食べなくてはならない」あるいは主体の計算」『主体の後に誰が来るのか?』(ジャン＝リュック・ナンシー編) 港道隆、鶴飼哲ほか訳、現代企画室、1996年]。

Jacques Derrida and Elisabeth Roudinesco, *De quoi demain...: Dialogue* [DQD], Paris: Galilée, 2001 [=ジャック・デリダ、エリザベート・ルディネスコ 『来たるべき世界のために』 藤本一勇、金澤忠信訳、岩波書店、2003年]。

Jacques Derrida, *Séminaire La bête et le souverain : Volume I (2001-2002)* [SL], Paris: Galilée, 2008 [=ジャック・デリダ 『獣と主権者I』 西山雄二ほか訳、白水社、2014年]。

ジャック・デリダ 『法の力』 兼田研一訳、法政大学出版、1999年 [*Force de loi* (1994)]。

【ピーター・シンガー】

引用については、原著の参照頁を挙げている。ただし、訳文は以下に挙げている邦訳本を用いた。原著タイトル後の〔〕内には略号を記した。

- Peter Singer, *Rethinking Life and Death: The Collapse of Our Traditional Ethics* [RLD], New York: St. Martin's Griffin, 1994 [=ピーター・シンガー『生と死の倫理』樫則章訳、昭和堂、1998年].
- Peter Singer, *Practical Ethics: Third Edition* [PE], New York: CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS, 2011 [=ピーター・シンガー『実践の倫理』山内友三郎、塚崎智監訳、昭和堂、1999年].
- Paola Cavalieri and Peter Singer, *The Great Ape Project: Equality beyond Humanity* [GAP], New York: St. Martin's Griffin, 1993 [=パオラ・カヴェリエリ、ピーター・シンガー『大型類人猿の権利宣言』山内友三郎、西田利貞監訳、昭和堂、2001年].
- Peter Singer, *Animal Liberation: The Definitive Classic of the Animal Movement* [AL], New York: HarperCollins Publishers, 2002 [=ピーター・シンガー『動物解放論 [改訂版]』戸田清訳、人文書院、2011年].

【その他の単行本】

タイトル後の〔 〕内には略号を記した。

Jeremy Bentham, *An Introduction to the Principle of Morals and Legislation* [IPM], New York: Oxford University Press, 1970.

* 邦訳本は抜粋のため、抜粋されていない箇所について、上記原著を用いた。
また、引用箇所の訳文は、『動物解放論 [改訂版]』に掲載されている邦訳を用いた。

ベンサム『道徳および立法の諸原理序説』〔道徳および〕(『世界の名著 49』関嘉彦編、中央公論新社、1979年所収)。

J.S. ミル『功利主義論』(同上)。

高橋哲哉『デリダ 脱構築と正義』〔脱構築と正義〕講談社、2015年。

ラ・フォンテーヌ『ラ・フォンテーヌ寓話』〔寓話〕大澤千加訳、洋洋社、2016年。

ジョン・ロック『人間知性論 (二)』〔人間知性論〕大槻晴彦訳、岩波文庫、1974年。

ミシェル・ド・モンテーニュ『エッセー 7』〔エッセー〕宮下志朗訳、白水社、2005年。

【論文】

タイトル後の〔 〕内には略号を記した。

平塚志保「無脳症児をめぐる医学的・倫理的・社会的・法的諸問題」〔平塚志保、

野口 莉佳子

1998)『看護総合科学研究会誌』1号、看護総合科学研究会、1998年、pp. 27-38。

パトリック・ロレッド「ジャック・デリダ没後10年 供犠に捧げられた、動物の二つの身体：ジャック・デリダの哲学における動物—政治概念についての考察」〔ロレッド、2015〕吉松覚訳『人文学報』、2015年、pp. 59-89。

【辞典・事典】

小西友七、南出康世編『ジーニアス英和大辞典』大修館書店、2001年。

『南山堂医学大辞典 20版』、南山堂、2015年。

LONGMAN Dictionary of Contemporary English: 6TH EDITION, England, UK: Pearson Education Limited, 2014.